

「建築設備設計・施工上の運用指針 2025年版 正誤表」

令和7年7月24日現在

No.	章	頁	項	訂正箇所	誤	正
1	本書の使用に際して			上から9行目	法律の起点を令和7年6月30日	法律の起点を令和7年7月4日
2	1	12	1-3	表1-3-6の注意書きiii)	iii) 排水管又は排水管に附属する通気管にあっては、 <u>令第129条の2の4第1項第七号に規定する防火区画等を貫通する</u> ．．	iii) <u>給水管等の耐火二層管貫通部構造の床又は壁を貫通する</u> ．．
3	1	16	1-3	下から2行目	「1-19 排水用耐火二層管に．．	「1-5 排水用耐火二層管に．．
4	4	115	4-16	表4-16上から2行目・右から2列目	(4) 室	(4) 居室
5	4	115	4-16	表4-16上から2行目・最右列	(5) 室	(5) 居室
6	9	291	9-6	表9-6-1中、1耐火構造、防火設備等に係る性能規定の条文	令第108条の4第1項及び第4項	《削除》
7	9	291	9-6	表9-6-1中、13配管設備に係る性能規定の条文	(令第129条の2の4第 <u>項</u>)	(令第129条の2の4第1項第三号)
8	9	291	9-6	表9-6-1中、15エレベーター、エスカレーターに係る性能規定の条文	(令第129条の4第1項第三号)、	令第129条の4第1項第三号、
9	11	322	11-3	16	雷保護—建築物等への物的損傷及び人命の危険Q & A-JIS Z 9290-3: 2019 対応-	雷保護—建築物等への物的損傷及び人命の危険Q & A-JIS Z 9290-3: 2019 対応- (令和7年中に刊行予定)